

諮問庁：総務大臣

諮問日：平成30年3月20日（平成30年（行個）諮問第46号ないし同第48号）

答申日：平成30年8月8日（平成30年度（行個）答申第88号ないし同第90号）

事件名：本人に対する保有個人情報の利用停止をする旨の決定に係る電子決裁の起案用紙等の利用不停止決定に関する件

本人に対する保有個人情報の利用停止をする旨の決定に係る電子決裁の起案用紙等の利用不停止決定に関する件

本人に対する保有個人情報の利用停止をする旨の決定に係る電子決裁の起案用紙等の利用不停止決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙1に掲げる各文書に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）の各利用停止請求につき、利用不停止とした各決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）36条1項の規定に基づく各利用停止請求に対し、平成29年12月21日付け北海相第169号（平成30年（行個）諮問第46号の関係。以下、同諮問事件を「諮問第46号」という。）、同日付け北海相第170号（平成30年（行個）諮問第47号の関係。以下、同諮問事件を「諮問第47号」という。）及び同日付け北海相第171号（平成30年（行個）諮問第48号の関係。以下、同諮問事件を「諮問第48号」という。）により北海道管区行政評価局長（以下「処分庁」という。）が行った各利用不停止決定（以下、順に「原処分1」ないし「原処分3」といい、併せて「原処分」という。）について、本件対象保有個人情報の利用停止（消去）を求める。

2 審査請求の理由

本件各審査請求の理由の要旨は、各審査請求書及び各意見書によると、おおむね以下のとおりである。なお、添付資料は省略する。

(1) 各審査請求書

各保有個人情報利用停止請求書（その内容は別紙2のとおり。）の

とおり利用の停止をしてほしい。

(2) 各意見書

別紙3のとおり。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 理由説明書1（諮問第46号）

(1) 審査請求の経緯

平成29年11月22日付けで、処分庁に対して、法37条1項の規定に基づき、下記(2)の保有個人情報について利用停止請求があった。処分庁は、法38条に規定する「当該利用停止請求に理由があると認めるとき」には該当しないとして、同年12月21日付け北海相第169号で、原処分1を行った。

本件審査請求は、原処分1を不服として、同年12月27日付けで、諮問庁に対し行われたものである。

(2) 利用停止請求の対象となった保有個人情報

本件利用停止請求の対象となった保有個人情報は、「保有個人情報の利用停止をする旨の決定に係る電子決裁の起案用紙」及び「当該電子決裁後に出力、印刷した起案用紙」であり、これらは、審査請求人が平成28年12月1日付けで処分庁に対して行った保有個人情報利用停止請求に対して、処分庁が平成28年12月22日付けで行った保有個人情報の利用停止をする旨の決定に係る決裁関係書類である。

(3) 審査請求の趣旨及び理由

審査請求人は、上記(2)の保有個人情報について、審査請求人が提出した保有個人情報利用停止請求書のとおり利用の停止（消去）をしてほしいとしており、その理由として、「処分庁は、申出人が「（理由）私はメールを送信していないから」と「請求に係る趣旨及び理由」に記載しているので、当該理由について認めるか認めないかの判断をしなければならない。ところが、処分庁は、当該利用停止請求に理由があると認めていないのに、「（理由）当初の利用目的を達成したため。」を創造し利用停止をしたから。」としている。

(4) 諮問庁の意見

審査請求人が利用停止を求める文書は、審査請求人からの平成28年12月1日付け保有個人情報利用停止請求に基づき、処分庁において利用停止する旨の決定に係る電子決裁が行われた経緯等について記録し、保存しているものである。

審査請求人は、利用停止を請求する趣旨として法36条1項1号に該当するため消去すべきと主張しているが、当該文書は、審査請求人からの利用停止請求が行われた結果として適法に取得したものであり、

利用停止請求に対する決定等について記録するという利用目的の達成に必要な範囲内で保有しており、当該利用目的以外の目的のために利用又は提供している事実もない。

したがって、法38条に規定する「当該利用停止請求に理由があると認めるとき」には該当せず、利用停止をしないとした原処分1を維持することが適当である。

2 理由説明書2（諮問第47号）

（1）審査請求の経緯

平成29年11月22日付けで、処分庁に対して、法37条1項の規定に基づき、下記（2）の保有個人情報について利用停止請求があった。処分庁は、法38条に規定する「当該利用停止請求に理由があると認めるとき」には該当しないとして、同年12月21日付け北海相第170号で、原処分2を行った。

本件審査請求は、原処分2を不服として、同年12月27日付けで、諮問庁に対し行われたものである。

（2）利用停止請求の対象となった保有個人情報

上記1（2）と同じ。

（3）審査請求の趣旨及び理由

審査請求人は、上記（2）の保有個人情報について、審査請求人が提出した保有個人情報利用停止請求書のとおり利用の停止（消去）をしてほしいとしており、その理由として、「「当初の利用目的を達成したため」という理由で利用停止（消去）することができないから。」としている。

（4）諮問庁の意見

上記1（4）と同旨。

3 理由説明書3（諮問第48号）

（1）審査請求の経緯

平成29年11月22日付けで、処分庁に対して、法37条1項の規定に基づき、下記（2）の保有個人情報について利用停止請求があった。処分庁は、法第38条に規定する「当該利用停止請求に理由があると認めるとき」には該当しないとして、同年12月21日付け北海相第171号で、原処分3を行った。

本件審査請求は、原処分3を不服として、同年12月27日付けで、諮問庁に対し行われたものである。

（2）利用停止請求の対象となった保有個人情報

上記1（2）と同じ。

（3）審査請求の趣旨及び理由

審査請求人は、上記（２）の保有個人情報について、審査請求人が提出した保有個人情報利用停止請求書のとおり利用の停止（消去）をしてほしいとしており、その理由として、「当初の利用目的を達成したため」の具体的内容、根拠を回答できないから。」としている。

（４）諮問庁の意見

上記１（４）と同旨。

第４ 調査審議の経過

当審査会は、本件各諮問事件について、以下のとおり、併合し、調査審議を行った。

- ① 平成３０年３月２０日 諮問の受理（諮問第４６号ないし同第４８号）
- ② 同日 諮問庁から理由説明書１ないし理由説明書３を収受（同上）
- ③ 同年４月１７日 審査請求人から意見書１ないし意見書３及び資料を収受（同上）
- ④ 同年８月６日 諮問第４６号ないし同第４８号の併合及び審議

第５ 審査会の判断の理由

１ 本件各利用停止請求について

本件各利用停止請求は、本件対象保有個人情報の利用停止（消去）を求めるものであるところ、処分庁は、本件対象保有個人情報は、法３８条に規定する「当該利用停止請求に理由があると認めるとき」に該当しないとして、利用不停止とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、本件対象保有個人情報の利用停止を求めているが、諮問庁は、原処分を妥当としていることから、以下、本件対象保有個人情報の利用停止の要否について検討する。

２ 利用停止請求について

法３６条１項１号は、何人も、自己を本人とする保有個人情報が、これを保有する行政機関により適法に取得されたものでないとき、法３条２項の規定（利用目的の達成に必要な範囲を超えた個人情報の保有の禁止）に違反して保有されているとき、又は法８条１項及び２項の規定（目的外利用及び提供の制限）に違反して利用されているときには、当該保有個人情報の利用の停止又は消去を請求することができる旨を規定している。

そして、法３８条は「行政機関の長は、利用停止請求があった場合において、当該利用停止請求に理由があると認めるときは、当該行政機関における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしなければならない。」

と規定している。

そこで、本件対象保有個人情報の各利用停止請求につき、法38条の「利用停止請求に理由があると認めるとき」に該当するか否かについて、以下、法36条1項1号の規定する各要件に則して検討する。

3 本件対象保有個人情報の利用停止の要否について

(1) 適法な取得（法36条1項1号）との関係

ア 本件対象保有個人情報の取得の経緯について、諮問庁は、本件対象保有個人情報は、審査請求人からの利用停止請求が行われた結果として適法に取得したものであると説明する。

イ 当審査会において、諮問書に添付された別紙1に掲げる各文書（写し）の内容を確認したところによれば、本件対象保有個人情報は、審査請求人からの利用停止請求が行われた結果として適法に取得したものである旨の諮問庁の上記アの説明は不自然、不合理とはいえず、これを覆すに足りる事情も認められないことから、本件対象保有個人情報は、北海道管区行政評価局において適法に取得したものと認められる。

(2) 保有の制限等（法3条2項）との関係

ア 法3条2項は、「行政機関は、利用の目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはならない。」と規定しているところ、本件対象保有個人情報の利用目的及び保有の状況について、諮問庁は、本件対象保有個人情報は利用停止請求に対する決定等について記録するという利用目的の達成に必要な範囲内で保有していると説明する。

イ 本件対象保有個人情報の取得の経緯に係る上記（1）イの認定判断を踏まえると、本件対象保有個人情報の取得後、利用停止請求に対する決定等について記録するという利用目的の達成に必要な範囲内でのみ本件対象保有個人情報を保有している旨の諮問庁の上記アの説明は不自然、不合理とはいえず、これを覆すに足りる事情も認められないことから、北海道管区行政評価局において、本件対象保有個人情報を法3条2項の規定に違反して保有しているとは認められない。

(3) 利用及び提供の制限（法8条）との関係

ア 法8条1項は、「行政機関の長は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。」とし、さらに、同条2項は、同条1項の規定にかかわらず、「行政機関の長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる（各号略）」としている。

イ 本件対象保有個人情報の利用及び提供の状況について、諮問庁は、

利用停止請求に対する決定等について記録するという利用目的以外の目的のために利用又は提供した事実はないと説明する。

ウ 本件対象保有個人情報の取得の経緯に係る上記（１）イの認定判断を踏まえると、本件対象保有個人情報の取得後、利用停止請求に対する決定等について記録するという利用目的以外の目的のために本件対象保有個人情報を利用又は提供した事実はない旨の諮問庁の上記イの説明は不自然、不合理とはいえず、これを覆すに足りる事情も認められないことから、北海道管区行政評価局において、本件対象保有個人情報を法８条１項の規定に違反して利用目的以外の目的のために利用し、又は提供しているとは認められず、もとより同条２項の規定に違反するものとも認められない。

４ 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、当審査会の上記判断を左右するものではない。

５ 本件各利用不停止決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報の各利用停止請求につき、利用不停止とした各決定については、法３８条の「利用停止請求に理由があると認めるとき」に該当しないので、妥当であると判断した。

（第１部会）

委員 岡田雄一，委員 池田陽子，委員 下井康史

別紙 1 （本件対象保有個人情報記録された文書）

- 1 保有個人情報の利用停止をする旨の決定に係る電子決裁の起案用紙
- 2 当該電子決裁後に出力，印刷した起案用紙

別紙 2（保有個人情報利用停止請求書の請求に係る理由）

1 諮問第 4 6 号

<法 3 8 条>

行政機関の長は、利用停止請求があった場合において、当該利用停止請求に理由があると認めるときは、当該行政機関における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止請求における個人情報の利用停止をしなければならない。

処分庁は、申出人が「（理由）私はメールを送信していないから」と「請求に係る趣旨及び理由」に記載しているので、当該理由について認めるか認めないかの判断をしなければならない。

ところが、処分庁は、当該利用停止請求に理由があると認めていないのに、「（理由）当初の利用目的を達成したため。」を創造し利用停止をしたから。

例）申出人の記載した理由以外で利用停止の可否を判断できない事例
平成 2 9 年（行個）諮問第 8 8 号

保有個人情報利用停止請求書の「請求に係る趣旨及び理由」に記載の理由

- ①私は銀行を監督する金融庁に制度創設の要望をしていないから。
- ②北海道財務局特定職員 A は、制度創設の要望ではなく一般的な話として貸金庫に関する監督内容に係る問合わせを特定職員 B から受け。監督当局として関与していない旨回答しているから。

（略）

法に違反しているから。

2 諮問第 4 7 号

「当初の目的を達成したため」という理由で利用停止（消去）をすることができないから。

根拠 1

北海道管区行政評価局情報公開・個人情報保護総合案内所特定職員 C から、法の条文、逐条解説、よくある質問とその回答に「当初の利用目的を達成したため」という理由で利用停止（消去）をすることができるという記述はない、と回答があった。

根拠 2

総務省行政管理局情報公開・個人情報保護推進室特定職員 D から、条文、質疑応答集、「個人情報を消去していない例」を参考にしようとのアドバイスがあった。

（略）

3 諮問第48号

「当初の利用目的を達成したため」の具体的内容，根拠を回答できないから。

特定年月日A総務省行政管理局長，行政評価局長に利用停止できる理由を質問した。

〇〇（審査請求人の姓）が総務省のHPから送信したと主張するメールが消去できる理由

北海道管区行政評価局標準文書保存期間基準において保存期間を1年未満と定めており，相談者の氏名，住所，電話番号，相談内容等を所定の様式に複写した後廃棄する取扱いとしているから。

所定の様式に複写したものが消去できる理由

北海道管区行政評価局標準文書保存期間基準において保存期間を1年未満と定めており，相談対応票のとおり処理し，法3条1項に基づく利用目的を達成していることから，利用停止決定すべきである。

これで良いか。

これに対し，いまだに回答はない。

特定年月日B特定職員Eにこれで良いか質問をした。

特定職員Eは，これで良いと回答した。証人：特定行政相談委員。

特定年月日C特定職員Eは，そんなことは言っていないと否定しはじめた。

特定年月日D特定職員Eは，教えることはできない，と主張し始めた。

特定年月日E特定職員Eは，無言。黙秘権を行使した。

注）黙秘権は，容疑者（個人情報保護法違反）は，自分に不利なことは言わなくてもよい権利。

今回の開示請求でも，「当初の利用目的を達成したため」とはどういうことか記載がない。

別紙 3（各意見書）

1 意見書 1（諮問第 4 6 号）

本来であれば，保有個人情報利用停止請求書 1 件に理由を 3 つに分けて入力すべきものです。

総務省は，理由説明書で「処分庁において，審査請求人にその旨確認したところ，審査請求人からは，・・・との主張があった・・・」（平成 29 年（行個）諮問第 8 8 号）と嘘をつき，理由を 1 つにし，金融庁に要望した・要望してないの議論にして，録音していないので証拠がないという結論に持っていった。

請求書 1 件に理由を 3 つ記載すると，同様に，審査請求人に確認したと称して，理由を 1 つにして他の 2 つの理由については主張していないと嘘をつくので，保有個人情報利用停止請求書を理由ごとに 3 件にわけたものです。

特定日時メールで，平成何年何月何日何時何分に，誰か，どのような方法で，確認したのかご教示願いたい，と質問したが今だに回答はないのが，実際は審査請求人に確認していない証拠である。

別紙 2 の 1 のとおり。

2 意見書 2（諮問第 4 7 号）

別紙 2 の 2 のとおり。

3 意見書 3（諮問第 4 8 号）

別紙 2 の 3 のとおり。